

憲法21条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

文化芸術基本法（前文抜粋）

文化芸術の進行を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとしそれを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。